

興行場の施設基準

	<p>* 興行場の設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、排水が容易に行える場所であることとする。</p> <p>(興行場の床面が不透水性材料で覆われる等防湿上有効な措置が講じられる場合は、この限りでない。)</p>	条例	
	<p>* 入場者の衛生及び観覧に支障が生じないように、清掃及び排水が容易に行える構造であること。</p>	条例	
観 覧 所	<p>* 観覧所は、興行の目的に応じ、十分な高さ及び広さを有し、かつ、適当な数及び広さの観覧席が設けられていること。</p>	条例	
	<p>* 劇場、映画館、演芸場その他の劇場形態の観覧所にあつては、次の①から⑤に定める構造設備を有すること。</p> <p>① 舞台と適切に区画されていること。</p>	条例	
	<p>② 2階以上の部分がない場合にあつては、床面から天井までの高さは、3.5m以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも観覧所前方(舞台、スクリーンの側)で床面から3.5m以上の高さを有すること。 	条例/通知	m
	<p>③ 2階以上の部分がある場合にあつては、床面から天井までの高さは、それぞれの階ごとに2.4m以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの階のすべての場所で、床面から2.4m以上の高さを有すること。 <p>なお階上に映写室等の施設がある場合も同様に取り扱う。</p> <p>ただし、換気、照明等入場者の衛生に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。</p>	条例/通知	1階 m 2階 m 3階 m 4階 m 5階 m 6階 m
	<p>④ 2階以上の階の前端には、ごみその他のものの落下を防止するための適当な設備が設けられていること。</p>	条例	
	<p>⑤ 次の(1)から(4)で定める要件を備えた観覧席が設けられていること。</p> <p>(1) 椅子席 固定式の椅子で、その幅員が座面で1人当たり0.4m以上であること。</p>	細則	m/人
	<p>(2) 座席(椅子席及びます席を除く。)</p> <p>1人当たりの占有面積が0.5㎡以上であること。</p>		㎡/人
	<p>(3) ます席 1人当たりの占有面積が0.5㎡以上であり、かつ、1ますの定員が6人以下であること。</p>		㎡/人
	<p>(4) 立見席 1人当たりの占有面積が0.2㎡以上であり、手すり等の適当な設備が設けられていること。</p>		㎡/人
	換 気	<p>* 観覧所の機械換気設備は、入場者1人当たり毎時25㎡以上の清浄な外気を供給できる換気能力があること。</p> <p>入場者…観覧所の入場定員(観覧所のいす席、座席、ます席、立見席等客席数の合計)</p>	細則/通知
	<p>* 地階に設けられている観覧所又は床面積が400㎡を超える観覧所の機械換気設備にあつては、空気調和設備又は給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備であること。</p> <p>空気調和設備…空気を浄化し、その温度、湿度、及び流量を調節して供給(排出を含む)をすることができる設備</p>	細則	
	<p>* 各施設ごとに次の①から⑩に定める照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。</p> <p>① 観覧所 床面において75ルクス以上</p>		ルクス
	<p>上映又は上演中の床面において1.5ルクス以上</p>		ルクス

照明	② ロビー	床面において150ルクス以上	細則	ルクス										
	③ 休憩所	床面において150ルクス以上		ルクス										
	④ 便所	床面において150ルクス以上		ルクス										
	⑤ 廊下	床面において75ルクス以上		ルクス										
	⑥ 階段	床面において75ルクス以上		ルクス										
	⑦ 出入り口	床面から0.85mの高さの所において200ルクス以上		ルクス										
	⑧ 売店	床面から0.85mの高さの所において200ルクス以上		ルクス										
	⑨ 楽屋	床面から0.85mの高さの所において200ルクス以上		ルクス										
	⑩ 入場券売り場	床面から0.85mの高さの所において200ルクス以上		ルクス										
	便所	* 各階ごとに男女を区別して、水洗便所が設けられていること。		条例										
* 便所の出入り口が直接観覧所に開口していないこと。		細則												
* 床面及び床面から1mの高さまでの壁面が不浸透性材料で覆われていること。		細則												
* 清浄な水を十分に供給できる流水式の手洗設備が設けられていること。		細則												
* 便器の数は、次の表に掲げる観覧所の床面積の区分に応じ、それぞれ定める数以上であること。		細則	床面積：											
<table border="1" data-bbox="244 840 1114 1176"> <thead> <tr> <th>観覧所の床面積</th> <th>便器の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300㎡以下</td> <td>床面積25㎡ごとに1個</td> </tr> <tr> <td>300超～ 600㎡以下</td> <td>12個に300㎡を超える床面積30㎡ごとに1個を加えた数</td> </tr> <tr> <td>600超～ 1000㎡以下</td> <td>22個に600㎡を超える床面積40㎡ごとに1個を加えた数</td> </tr> <tr> <td>1000㎡を 超える</td> <td>32個に1000㎡を超える床面積60㎡ごとに1個を加えた数</td> </tr> </tbody> </table>			観覧所の床面積	便器の数	300㎡以下	床面積25㎡ごとに1個	300超～ 600㎡以下	12個に300㎡を超える床面積30㎡ごとに1個を加えた数	600超～ 1000㎡以下	22個に600㎡を超える床面積40㎡ごとに1個を加えた数	1000㎡を 超える	32個に1000㎡を超える床面積60㎡ごとに1個を加えた数	規定数：	
観覧所の床面積			便器の数											
300㎡以下	床面積25㎡ごとに1個													
300超～ 600㎡以下	12個に300㎡を超える床面積30㎡ごとに1個を加えた数													
600超～ 1000㎡以下	22個に600㎡を超える床面積40㎡ごとに1個を加えた数													
1000㎡を 超える	32個に1000㎡を超える床面積60㎡ごとに1個を加えた数													
			個以上											
			個											
* 男性用大便器は、おおむね小便器5個につき1個の割合で設けられていること。		細則												
その他	* 上映又は上演のため観覧所の消灯を行う場合にあっては、漸減式照明が行える照明設備が設けられていること。		細則											
	* 観覧所、ロビー及び休憩所には、温度計がそれぞれ入場者の見やすいように設けられていること。		細則											
	* 観覧所、ロビー及び休憩所には、湿度計がそれぞれ入場者の見やすいように設けられていること。		細則											
	* 入場者に用具を提供する場合にあっては、当該用具を衛生的に保管できる設備が設けられていること。		細則											
	* 清掃用具を衛生的に保管できる専用の設備が設けられていること。		細則											
	* 救急医療品を適切に備えておくこと。		細則											
	* ごみ等が飛散し、又は流失しない構造のゴミ箱を適切に備えておくこと。		細則											